

### 3. 生活援助事業部

#### (1) 居住支援課（ホームいろえんぴつ）

ホーム いろえんぴつ

ホーム長 藤波 淳子

##### ① 運営理念

「一人ひとりの未来(あした)に向かって、自立した私らしい生活づくり」をホームの運営理念として、平成23年7月事業を開始してから5年目に入り、利用者の安定した住まいを提供し本人主体の共同生活援助をおこなってきた。第4期世田谷区障害福祉計画の基本理念である『安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現』を目指し、その人らしくかけがえのない人生が送れるよう、地域に根ざした社会福祉に取り組んでいく。

##### ② 平成27年度運営方針

さまざまな障害者の地域移行がスムーズに行えるようケアホームがグループホームと一元化され1年がたつ。障害支援区分に関わらず利用することが可能となることを踏まえ、日常生活上の援助等を行うと共に食事等の介護や援助もあわせて利用者のニーズに応じて提供する。

###### i) グループホーム

「ホーム いろえんぴつ」は法人の理念である、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように『住まいの場』として運営していく。「住む・働く・社会参加」が、人が生きていく上で必要三原則であると考え、その中でも安定した「住居」がもっとも大切だと考える。さらに安定した生活が確保され、「働く」楽しさを実感し、地域の中で当たり前に生活ができ、地域に見守られ支援されるような空間「社会参加」を確保していく。

日々の支援では個別支援計画に基づき、利用者一人ひとりの体調変化や高齢化にともなう変化を記録にまとめ、就労先・福祉サービス機関と連携しながら、今後5年先を見通した長期的な視点で、本人・保護者や関係機関と共に実施していく。障害の重複化、高齢化による変化を把握しモニタリングや個別支援計画書の再計画作成に向け、相談支援事業所と連携を強化していく。

昨年度の重点的な取り組みとして利用者が進んで生活を作り上げていくために、利用者主体の自治会（スケッチブックの会）への積極的な参加を促し、その機能を充実させて活動できるように取り組んだ結果、利用者自身の希望を実現する事ができた。さらに社会参加を通じて地域住民との連帯感を体験し実感できるように支援を行っていく。

その為に下記の事項を重視して運営する

ア) 個別支援計画に基づいた本人主体の援助

- ・アセスメント→計画→実践・援助→モニタリング（P D C A）
- 個別面談を定期的に行い、本人に分かりやすい計画を提示する（見える化）
- ・個別に職場訪問を行い、関係機関と連携し状況の把握をしていく
- ・体調や生活に変化がみられたら再評価実施

イ) 毎日の食事の栄養管理

- ・バランスの摂れた食事の提供を行う
- ・利用者の希望を献立に反映し楽しい食事時間を作る

#### ウ) 健康管理

- ・早期発見や予防を目指して健康管理に努める
- ・毎日起床時の検温を実施し、必要な場合は血圧チェックをする
- ・月一回ホーム内にて体重、血圧測定し支援に役立てる
- ・服薬管理が必要な場合は、職員のダブルチェックを徹底しミスが無いよう注意する
- ・協力医療機関の瀬田診療所(大橋医師)と連携し、かかりつけ医からの要請や日々の病気に対応していく

#### エ) 衛生管理

- ・マニュアルを作成しホーム内の清掃、各感染症(インフルエンザ・ノロウイルスなど)対策等を怠らない
- ・職員は対応手順等の研修を行う
- ・帰宅時の手洗い・うがいの徹底・室内換気にも努める
- ・感染症シーズンは職員も業務前検温し手洗い・うがいを実施し室内に持ち込まない

#### オ) 利用者自治会

- ・自主的な活動の場を提供し、夢を叶えるきっかけ作りにする
- ・行事・イベント・食事の希望などを自発的に意見が出せるようにする
- ・生活上の問題点もすべてこの場を有効に活用して行く

#### カ) 生活の質の向上

- ・地域資源を有効活用し、利用者の行動範囲を広げる
- ・移動支援や緊急介護人制度を積極的に活用し、休日の余暇支援を充実する

#### キ) 職員研修

- ・職員の資質向上を図り経営理念を実現する
- ・OJT、OFF-JT、SDSを含めて体系の整備

#### ク) 個人情報保護

- ・個人情報保護法及び法人の個人情報保護規程に基づいて、正当な理由がある場合を除き個人情報を第三者に対して提供しない
- ・広報誌「いろいろひつしんぶん」、ホームページ、ケースファイルなどの個人情報や写真掲載に注意し厳重に管理する

### ii) 短期入所(ショートステイ)

平成23年7月開所した短期入所の事業実績は、平成25年度平均値126%の稼働率から平成26年度上半期平均稼働率は134.5%と上がった。緊急に世田谷区各ケースワーカーから問い合わせがありできるだけ契約や受け入れを行った。より効果的にホームを活用してもらえるよう、関係諸機関ならびに世田谷区と連携していく。また次も使いたいと思ってもらえるようにサービスの向上に努める

平成27年度もショートステイが家族のレスパイトに役立つとともに、障害者が将来に向け自立した生活ができるような、トレーニングできる場として位置付けられていることを自覚し、より多くの利用者に活用してもらえるよう対応や環境整備を整えていく。

そのために、下記の事項を重視して運営する

#### ア) 安全・安心な施設作りを行う

- ・利用者や保護者のニーズに応じた支援の提供
- ・利用者支援会議を活用し情報共有化に努める

- ・体調管理に配慮し家族と連携する
- ・館内の衛生管理に努める
- ・月一回の防災訓練への参加

職員の危機意識を高めるため各職員がリーダーとなって防災訓練を実施する

イ) 稼働率を配慮しながら、より質の高いサービスを目指す

- ・サービスの向上
- ・重度障害者の受け入れも積極的に行う
- ・年4回発行する広報紙や、空室情報を定期的に送付する
- ・ホームページの的確な更新を行い情報提供に心掛け興味関心を持ってもらう

ウ) アンケート調査の実施

- ・ショートステイ利用者の退所時に「ご利用報告書」と共に「アンケート用紙」を配布する
- ・ホーム館内に設置した「ご意見箱」を自由に活用してもらう
- ・職員はアンケート結果を顧客満足度として参考し、より質の高いサービス提供につなげる

### iii) 日中ショートステイ

世田谷区独自事業として、平成24年10月より開始した日中ショートステイは、利用者の身体及び状況並びにその置かれている環境に応じて、排泄、食事介助又は食事の提供、相談等の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことが目的になる。未就学児童から中学生の方が契約を結び利用を開始する。日中対応してくれる場が少ないため、夏、冬休みを中心に問い合わせも多く出来る限り受け入れを行う。重複障害児（者）も多く、外部研修に参加し職員のスキルアップに取り組み適切な支援と、保護者のレスパイトに繋がる対応を行う。

平成27年度も定期的に利用者が増える事が予想される。入居者や短期入所者とのホーム内での時間調整をおこないながら、継続利用者に関しては、今後日中ショートステイから短期入所への視野を踏まえあらゆる状況にも対応できるように支援力を高めていく。また保健福祉課への情報の提供や、広報誌配布、ホームページからも利用情報を広く提供していく。

### ③ 事業計画

#### i) グループホーム・短期入所(ショートステイ)

##### (ア) 職員体制(平成27年2月現在)

	常勤	非常勤	合計
管理者(サービス管理責任者兼任)	1名	/	1名
世話人	2名	/	2名
生活支援員	3名	2名	5名
合計	6名	2名	8名

- ・月1回職員連絡会議を行い、各利用者のケースについて情報を共有し連携する
- ・個別支援会議を年4回行う

##### (イ) 平成27年度研修計画

職員の資質向上を図り経営理念を実現するために、専門職として必要な知識、技術の向上に向けて施設内外の研修へ積極的に参加し、自己啓発に努める。その知識と技術を職員間で共有することで、サービスの向上と満足度アップを目指す。外部研修へ参加した者は、利用者支援会議など利用し内部研修を実施していく。

虐待防止・権利擁護研修	全員
成年後見制度研修	管理者・世話人
他施設見学・実習	全員
障害特性・生活支援研修	全員
個別支援計画研修	生活支援者
災害時研修	防災担当者
救急救命講習	未受講者
その他	随時

##### (ウ) 定例会議

合同職員会議	月1回	月行事計画・報告 業務協議・報告 職員勤務等
運営会議	月1回	運営の課題 研修 利用者対応 他
支援会議	月1回	アセスメント・個別支援計画・ケース
行事担当者会議	随時	企画・予算 評価・決算

##### (エ) 入居者 障害程度区分(平成26年2月現在)

区分2	2名
区分3	1名
区分4	3名
区分5	1名

##### (オ) 日課

起床時間、就寝時間、日中の過ごし方は個別対応

### (カ) 食事

利用者の身体状況に配慮した、安全で栄養バランスの良いバラエティに富んだ食事の提供を目指す。利用者の希望メニューを献立に取り入れ、食を楽しみの一つとして充実する

朝食提供時間… 6：00～ 8：00

昼食提供時間… 11：30～13：30

夕食提供時間… 18：00～20：00

(※ 利用者休業日は起床時間、帰宅時間に合わせて提供)

### (キ) 入浴・洗濯

- ・「規則正しく清潔保持しながら生活する」を目的とする  
17時～就寝前まで、毎日入浴可能
- ・洗濯は個別に行い、週一回リネンの洗濯も行う

### (ク) 行事

- ・利用者主体の自治会「スケッチブックの会」にて希望を聞いて実施する
- ・入居者誕生日会は随時開催予定
- ・定期的な行事のほかカラオケやお楽しみ食事会は随時行っていく

#### <季節の行事>

4月	お花見
5月	
6月	
7月	七夕
8月	花火大会
9月	温泉イベント
10月	玉川福祉作業所「玉福まつり」
11月	博水の郷文化祭
12月	クリスマス会、年越し会
1月	元旦初詣・新年会
2月	節分
3月	ひなまつり会

### (ケ) 大規模災害・防災対策

「ホーム いろえんぴつ」では防災管理者を1名おき、法人本部と連携し対策をとっています。また職員全員が救急救命講習を受講する。

#### ①火災訓練・地震訓練・洪水訓練など大規模災害訓練の実施

(毎月1回、ショートステイ利用者も参加)

#### ②日常の消防設備機器の自主点検、整備

#### ③大規模災害時の備蓄の保管、管理、点検

#### ④各居室に避難用のヘルメット、手袋、情報カード設置（更新）

#### ⑤緊急連絡網による職員連絡訓練実施

#### ⑥法人本部との連携し地域と連携し「大規模災害訓練」へ全利用者参加する

(コ) 協力医療機関

医療機関名	医療法人社団 濑田診療所
院長名	大橋 美奈子
所在地	東京都世田谷区上野毛4-24-15
電話番号・FAX	03-3700-4369
診療科	内科

ii) 日中ショートステイ

在宅において、支援や介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的に入所が必要になった利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、必要な支援を適切に行う。

サービス提供

利用定員	3名
営業日	月曜日～金曜日(土・日・祝祭日は休業)
サービス提供時間	10時～15時(4時間以上8時間未満)
昼食	11時30分～13時30分

## (2) 相談支援課（相談支援センター フォルテ）

指定特定相談事業所 相談支援センターフォルテ  
相談支援専門員 阿久沢佐喜子

### 【立ち上げの経緯】

平成 24 年、改正障害者自立支援法施行により、相談支援体制の強化として指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき支給決定を行うようになった。

これまで、日中活動、暮らしの場、余暇活動では利用者のそれぞれの個別支援計画が作成されていたが、トータルプランとして全体を調整する機能を持たず、事業所間でネットワークを組んでチームアプローチするケアマネジメントの仕組みが動いていなかった。

玉川福祉作業所個別支援計画面談には、利用者、家族の他に保健福祉課障害支援担当、グループホーム職員や移動支援事業所などの福祉サービス提供事業者等、関係機関が同席し、さながら担当者会の様子を呈していた。しかし同時に、日中活動の場である作業所では連携に必要な調整機能を担うことができず、どの機関が舵取りをするのかあいまいになり、結果連携がスムーズに行かないことも感じていた。

障害者地域生活課課長、及び保健福祉課障害支援担当係長からも、これら作業所の実践を評価され、ぜひ指定特定相談支援事業を立ち上げてほしいとの依頼があった。保護者からも、作業所でよく理解している利用者の、さらに将来を見越した生活全般の支援を行ってほしいと強い要望が上がった。

また、利用者はサービス等利用計画がなければ、作業所等の福祉サービスを受けられず、大変な不利益が生ずることを避けなければならない。

前述の制度を背景に、関係機関からの要望に応え、利用者の利益を最優先に、平成 26 年 8 月 1 日、指定特定相談支援事業所として開設に至った。

### ① 運営理念

「私らしい生活づくりを応援します。主役はあなたです。伝えて下さい。あなたの思いを」を相談支援事業所の運営理念とする。

利用者が安心して地域で暮らし、自分らしい生活づくりができるように、保健福祉課・地域の保健・医療・福祉サービス基幹等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めていく。

### ② 今年度重点目標

世田谷区では平成 27 年度第 4 期障害福祉計画策定において、主要テーマとして一番に『身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築』を挙げている。しかし、指定特定相談支援事業所は 20 事業者（平成 27 年 1 月現在）で、計画が必要な障害者（児）約 6,000 人（平成 27 年度利用者数見込み）中、作成実績は 1,367 件（平成 26 年 8 月現在）に留まっている。平成 27 年度中に約 3,900 人のサービス等利用計画等の作成が急務となっている。

全国の市区町村においてサービス等利用計画の作成が進んでいないことから、国は平成 27 年度に限った暫定的な措置として、代案となる計画案（代替プラン）を市区町村の責任において作成するよう求めている。世田谷区ではこれを受けて、保健福祉課で代替プランを作成することが決定している。

事業所としても、遅滞のないサービス等利用計画作成に向けて、今年度は下記 3 点を重点目標として取り組みを進める。

#### i ) サービス等利用計画作成のスケジュール化

サービス等利用計画作成を希望する利用者の福祉サービスが途切れることのないよう、保健福祉課と連携しサービス等利用計画策定のスケジュール化を進める。

代替プラン、セルフプランの活用も保健福祉課担当ワーカーと利用者・保護者の合意の元、活用を図りたい。

#### ii) 相談支援専門員の拡充と専門性の向上・人材育成

世田谷区では、基幹相談支援センター・各地域障害者支援センター主催のケアマネジメント研修を実施している。この研修を通して、利用者の能力を最大限に生かしその人に適した生活を継続するため、本人の意欲を援助するとともに社会資源の活用を自己決定に基づき調整する支援力を学んでいく。

また、引き続き相談支援専門員の研修受講を推進する。

#### iii) 関係機関との連携の強化

あんしんすこやかセンター・地域障害者相談支援センター・基幹相談支援センター・保健福祉課と連携し、ケアマネジメントの手法を活用しながらさまざまなサービスをつなぎ、必要な支援を適切にコーディネートしていく。

特に以下の協議会に参画し、連携の強化に努める。

- ・世田谷指定特定相談支援事業所連絡会
- ・玉川地域指定特定事業所連絡会
- ・玉川地域自立支援協議会（月1回）
- ・玉川支援ねっと（月1回）

### ③ 事業計画

#### i) 職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名（兼務）	一
相談支援専門員	1名（兼務）	一

#### ii) サービス内容

##### ア) 基本相談

障害者や障害児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を供与する支援を行う。

##### イ) サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問し、利用者の心身の状況、環境を把握したうえで、ご本人、ご家族のニーズをもとに適切な保健、医療、福祉、就労支援等の福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成する。

##### ウ) モニタリングの実施

計画の実施状況を把握し利用者の継続的な評価を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者との連絡調整を行う。

#### iii) 職員研修計画

個別研修計画に基づき実施する。

内 容	主 催
障害者ケアマネジメント研修	基幹相談支援センター
事例検討会	自立支援協議会
虐待防止・権利擁護研修	東京都社会福祉協議会 自立支援協議会 虐待防止部会等
相談支援専門員研修	基幹・地域障害者相談支援センター
相談支援従事者初任者研修	東京都福祉保健局
相談支援従事者現任者研修	